

放課後等デイサービスまあむ 運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社ハートケアサービスが設置する放課後等デイサービスまあむ事業所（以下「事業所」という。）が行う放課後等デイサービス事業（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用児童及びその保護者の意思及び人格を尊重し、利用児童及びその保護者の立場に立った適切な放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所は、利用児童がその発達段階に応じて、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活への適応を図るなかで、その全面的な発達を促し、生きる力や社会性を身につけられるよう、適切かつ効果的なサービスを提供するものとする。
- 2 事業所は、個々の身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に配慮しつつ、ほめる、愛するを基本として自己肯定感や生きる喜びが持てるよう支援を行うとともに、保護者が障害を受容し、共に生きていけるよう支援を行うものとする。
- 3 事業所は、地域や教育機関等との結び付きを重視し、関係市町村、保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、長期展望に立って、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、児童福祉法に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

放課後等デイサービス まあむ

(2) 所在地

青森県青森市中央1丁目27-5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤・児童発達支援管理責任者兼務)

管理者は、従業者の管理及び法令等に規定されている必要な業務を一元的に行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名 (常勤・管理者兼務)

児童発達支援管理責任者は、利用の申込みに係る調整を行い、放課後等デイサービス計画(個別支援計画)を作成し、利用児童及びその保護者に対しその内容等について説明を行う。

(3) 指導員等 2名以上

サービス提供時間を通じて専らサービスの提供にあたる2名以上の職員を配置し、放課後等デイサービス計画(個別支援計画)に基づき、適切なサービス提供を行う。

(4) その他、必要に応じて日々雇用職員、ボランティアを配置する。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

① 月曜日から土曜日

但し、日曜日、祝日、及び、8月13日～15日、12月30日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間におけるサービス提供時間

① 月曜日から金曜日 午後1時から午後5時まで

② 学校休校日 午前9時から午後5時まで

但し、日曜日、祝日、及び、8月13日～15日、12月30日～1月3日までを除く。

(利用定員及び対象児)

第6条

事業所の利用定員は1日につき10人とする。

利用児童は、小学生～中学生までとして児童福祉法による障害児通所給付費申請を行い、療育の観点から個別療育、集団療育の必要性が認められた肢体不自由、発達障害、知的障害、重複障害等の児童とする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第7条

支給決定を受けていない者から利用の申込があった場合には、速やかに障害児通所支援給付費の支給が行われるよう必要な援助を行うものとする。

また、有効期限の終了に伴う申請についても必要な援助を行うものとする。

(放課後等デイサービスの内容)

第8条

事業所で行う放課後等デイサービス(個別療育・集団療育)の内容は、次のとおり。

(1)放課後等デイサービス計画(個別支援計画)の作成

(2)基本事業

ア)個別療育・日常生活動作指導

障害や発達段階に合わせた個別療育及び食事、更衣、排泄、移動等日常生活動作の指導、感覚運動遊び、各種機能訓練、動作法等

イ)集団療育

集団遊び、社会性を育成する様々な行事や社会体験、コミュニケーションスキル、SST等

ウ)表現活動

絵画、工作、音楽、リズム、運動、自由遊び等

エ)健康指導

健康・生育状況のチェック・指導

オ)家庭等連携、訪問支援

家庭、保育所、幼稚園、学校等との訪問連携、利用児童や家族支援等

カ)療育等の相談支援

専門的な視点から保護者の悩みや療育等の相談支援

キ)セルフヘルプグループの育成支援

保護者のセルフヘルプグループの育成等

(3)食事サービス

毎日のおやつ、給食(弁当持参及び自費購入)

(4)送迎サービス

学校から事業所、事業所から自宅の送迎

(支給決定保護者から受領する費用の額)

第9条

1 指定放課後等デイサービス事業の利用料の額は、法定代理受領の場合は障害児通所額の1割とする。ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 法定代理受領を行わない場合は、介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 次に定める費用については保護者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

月曜日から土曜日

昼食 540円(希望者のみ)

毎日 おやつ代 50円

(2) 表現活動等に係る材料費 実費 その他、保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、領収証を保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条

通常の事業の実施地域は、青森市の全域とする。ただし、他の地域からの利用を妨げるものではない。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 11 条

保護者は、サービスを利用する際に、利用児童の主治医の指示事項及び利用当日の健康状態等を説明し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

事業者は、保護者との連携を密にし、健康状態の把握を行い、体調不良等でサービスが実施できない場合は、サービス内容の変更または中止等の措置を講ずるものとする。

利用児童が故意に設備等を破損した場合は、保護者に損害賠償を請求する場合がある。

(利用者負担額等に係る管理)

第 12 条

事業者は、保護者の依頼を受けて通所利用者負担額合計額を算定するものとする。

この場合において、他の指定通所支援の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、および、他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業所等保護者に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第 13 条

サービスの提供中に、利用児童に容態の変化または、事故が生じた場合は、家族(緊急連絡先)、主治医、救急隊、県、市町村等に速やかに連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

また、事業者の責に帰すべき事故の場合には、損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 14 条

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第 15 条

事業所は、利用児童の使用する施設、食器、その他の設備について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(相談・苦情対応)

第 16 条

事業者は、利用児童又は保護者からの相談、苦情等に対応するための窓口を設置するものとする。

事業者は、相談、要望、苦情等を話し易い環境を整えるとともに、苦情等を真摯に受け止め、迅速かつ適切に対応するものとする。

利用児童及びその保護者等からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力するものとする。

(虐待の防止及び権利擁護のための措置に関する事項)

第 17 条

事業所は、人権の擁護、虐待防止等のため管理者を責任者として必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し研修を行う等の措置を講ずるものとする。

- ・ 虐待防止に関する担当者の設置
- ・ 苦情解決体制の整備
- ・ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画など）
- ・ 基準第 45 条第 2 項第 1 号の虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置

(その他運営に関する重要事項)

第18条

事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

事業者は、従業者が在職中のみならず退職後においても、在職中に知り得た利用児童又はその家族に関する個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

事業所は、児童福祉法第21条の5の6第2項に規定する指定障害児相談支援事業者等に対して、利用児童及びその保護者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得ておかななければならない。

事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

事業所は、サービス提供に関する諸記録を整備し、サービス終了後5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

令和2年5月1日一部改訂

令和3年4月1日一部改訂

令和4年4月1日一部改訂

令和4年11月1日一部改訂

令和5年4月1日一部改訂

令和5年9月1日一部改訂

令和6年12月1日一部改訂